

中国「第12次5カ年計画」の省エネ活動方案について

客員研究員 長岡技術科学大学経営情報系教授 李志東¹

2011年8月31日、国務院が「第12次5カ年計画における省エネと汚染物質排出削減に関する総合活動方案」（中国語：“十二五” 節能減排總合性工作方案）を公表した。この活動方案は、同年7月19日に温家宝総理が主宰する「国務院省エネ・汚染物質排出削減対策指導小組と国家気候変化対策指導小組」会議で、審議・承認されたものである。

周知のように、中国政府は2011年から始まる「第12次5カ年計画」で、資源節約と環境調和型社会の実現を政策目標に掲げ、温暖化防止を総合対策の中心に位置付けた。達成責任の問われる「拘束力のある目標」として、2015年にCO₂排出原単位を2010年比で17%削減、GDP当たりエネルギー消費量を16%削減、一次エネルギー消費に占める非化石エネルギーの比率を2010年の8.3%から11.4%へ高めることを明記した。2016~20年の省エネ率を16%と仮定して積算すると、排出原単位は2020年に2005年比で47.5%の削減となる。すなわち、「第12次5カ年計画」は、昨年1月に国連に提出した40~45%削減の自主行動目標の達成を担保するものとなっている。

それに対し、活動方案の目的は、「第12次5カ年計画」で掲げた省エネ目標をどう実現するかについて、実行可能なレベルまで具体化することである。次の2点を評価したい。

1つは、省エネの全体目標を地域別に割り当てることを断行できたことである。地域別に省エネ目標を割り当てなければ、全体目標の実現は砂上の楼閣に過ぎない。しかし、割り当ては簡単ではない。政治判断に偏ると、公平性や効率性を損なうと同時に、実効性も問題となるからだ。そのため、活動方案では、主に経済発展水準に応じて、全国31地域を5グループに分け、天津や上海など「先進地域」に最も高い18%の省エネを、新疆やチベットなど「途上地域」に最も低い10%の省エネを割り当てることにした²。同時に、各地域に対して、省エネ目標の所轄市・県や重点企業などへの配分を求めている。

もう1つは、重点分野の省エネプロジェクトの実施と重点企業の省エネ活動の強化について、全体目標を明記したことである。活動方案では、工業用ボイラとカマドの平均エネルギー利用効率を2015年に2010年比でそれぞれ5ポイント、2ポイント、電動機系統のエネルギー利用効率を2~3ポイント上昇させ、余圧力や余熱による発電能力を2000万kW増設するなどを通じて、3億 t（標準炭換算、以下同様）の省エネ能力を形成させるとしている。また、第11次5カ年計画で導入した重点企業1千社を対象とした省エネ強化の活動を1万社に拡

¹ 1983年、中国人民大学を卒業。90年に京都大学で経済学の博士号を取得し、2007年から現職、兼日本エネルギー経済研究所客員研究員、中国能源(エネルギー)研究所客員研究員。

² グループ分けは以下の通りである。①省エネ率18%グループ：天津、上海、江蘇、浙江、広東。②省エネ率17%グループ：北京、河北、遼寧、山東。③省エネ率16%グループ：山西、吉林、黒竜江、安徽、福建、江西、河南、湖北、湖南、重慶、四川、陝西。④省エネ率15%グループ：内モンゴル、広西、貴州、雲南、甘肅、寧夏。⑤省エネ率10%グループ：海南、チベット、青海、新疆。

大し、年間エネルギー消費量1万 t 以上の工場や事業体における省エネ管理の強化などを図り、2.5億 t の省エネ能力を形成させる。

一方、具体化が完了していない分野も残っている。

例えば、「第12次5カ年計画」の目玉として、エネルギー消費の総量規制の導入と地域への割り当てを規定したが、活動方案では具体策を打ち出せていない。関連作業が難航しているようである。総量規制が課されると、省エネを目標以上に実施できなければ、経済成長が制限されるからである。国家能源局は、5年間の省エネ率を16%、年平均経済成長率を「第12次5カ年計画」で明記した期待値としての7%より高めの8.5%に設定して、2015年のエネルギー消費量の規制目標を2010年実績より8.5億 t 多い41億 t と弾いた。それに対し、各地域が6月時点で要求している消費量の合計は50億 t 超で、規制目標案より9億 t 以上も多い。規制量の配分を巡り、「途上地域」が発展の空間を確保すべく、「先進地域」に消費量の抑制を強く求めている。ポスト京都の枠組み交渉さながらの様相である。

また、国内外の関心を集める炭素排出の総量規制と排出量取引制度は、低炭素モデル実験地域に指定された広東省が珠江デルタを対象に導入実験を行う見通しであり、炭素税は早ければ2012年から事業者を対象に導入すると言われている。しかし、方案では、「第12次5カ年計画」の方針を再確認したものの、制度の詳細や導入の工程表を示していない。

最後に、日本との関連で、次の2点を特筆したい。

1つは、日本の優れている省エネの制度や経験が中国で活用されつつあることである。例えば、中国で実践され、効果を上げている規制と支援を組み合わせた省エネ総合対策は日本をモデルにしたものである。活動方案では、新たな省エネ対策として、日本独創の「トップランナー」基準の導入を決定した。何れも、日本エネルギー経済研究所と中国能源研究所が継続して展開してきた省エネ総合政策に関する共同研究、政策提言が活かされた結果である。

もう1つは、省エネを全面的に推進する中国は、日本にも大きな商機をもたらす可能性が大きい。中国の技術水準が急速に上昇してきたとはいえ、例えば、工業用ボイラや電動機、石炭火力発電などの分野では、ハードとソフト(管理)の両面で日本の技術優位性が確認できる。しかし、ビジネス拡大に繋げるためには、米中間の原子力技術協力のような新しいビジネスモデルの開発、対等の立場でそれぞれの比較優位性を活かす双方向の協力プロジェクトの開拓などが不可欠と思われる。これらは、今後の日中共同研究の重要な課題になると考えている。